

務	00	01	1 年
(令和6年3月末まで保存)			
(令和4年9月末まで有効)			

交 企 第 1 7 9 号
(交規、交指、運免、交機、高速、地域)
令 和 4 年 8 月 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和4年秋の全国交通安全運動の実施について

県警察では、本年の交通警察の目標を「交通死亡事故の抑止～とまる しめる やめるの徹底～」と掲げ、各種対策を強力に推進しているところであるが、本年7月末の交通事故死者数は16人と、前年同期比1人の増加となっており、特に歩行者の死者数は8人で、そのうち5人は横断中と高い割合を占めているほか、上半期における飲酒運転による交通事故が前年より6件増えている。

例年秋口は、日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間において高齢歩行者が被害に遭う交通事故が多発する傾向にあり、それに伴う重大交通事故の発生が懸念されることから、引き続き効果的な施策を推進していかなければならない。

このような情勢の中、見出しの運動が実施されることとなったが、各所属にあっては、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 実施期間

令和4年9月21日（水）から9月30日（金）までの10日間

※ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（金）

2 運動の重点

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底

3 交通安全運動推進の基本的な考え方

(1) 重点を指向した施策の推進

歩行者や自転車利用者には自らを守るため交通ルールを遵守すること、運転者には他者に対する思いやりの気持ちを持った運転、特に、歩行者の安全を図ることに

加え、時節柄、重大交通事故が多発する薄暮時間帯等における交通事故防止について一層の意識付けを行うなど、本運動の重点を指向した施策を推進すること。また、施策の推進に当たっては、SNS等の各種媒体を積極的に活用するなど時代に即した効果的な活動となるよう不断の見直しを行うこと。

(2) 地域住民が主体となる交通安全活動の推進

自治体等の関係機関・団体、交通ボランティア等との連携を強化し、自治体等の主体的な活動の促進を図るとともに、地域住民一人一人が自らの問題と捉えて積極的に参加することができる活動や取組を計画すること。また、業務中や通勤時の交通事故防止など、職域における運動が活性化されるよう、民間団体・企業等への働き掛けを強化するとともに、教育機関との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図ること。

(3) 警察の総合力の発揮

交通事故発生状況及びその情勢に応じた対策、その効果等、管内の詳細な状況分析に基づき、各部門が緊密に連携を図り、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

2 重点的推進事項

(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

ア 横断歩道外の横断や車両等の直前直後の横断等の法令違反が多い実態を踏まえ、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うことといった基本的な交通ルール遵守についての指導啓発を推進すること。

イ 歩行者が自らの安全を守る交通行動として、道路を横断するときは、手を上げるなど運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けること等を促す交通安全教育等を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に対応した安全行動を促す交通安全教育等を推進すること。

ウ 保護者に対する交通安全教育の機会を積極的に設け、保護者自らが交通ルールを遵守し、幼児・児童に対して手本を示すとともに、日常生活の中で正しい横断方法及び自らの安全を守るための交通行動を繰り返し幼児・児童に指導することの重要性について周知を図ること。

エ 地域の実情や歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通学時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化すること。

オ 全ての年齢層を対象に反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法等について周知を図るとともに、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進すること。

カ 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関及び

道路管理者、自治体、地域住民等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなどした上で、横断歩道等の交通安全施設等の整備や維持管理を推進すること。

キ 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置を促進するとともに、その効果等について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。

(2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

ア 日没時間が急激に早まる秋口以降は、薄暮時間帯等における交通死亡事故が増加すること、特に、日没前後1時間の死者が多く、昼間と比較して歩行者が横断中に死亡する事故が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化すること。

イ 自動車等の前照灯の早めの点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等、上向き・下向きのこまめな切替えについて広報啓発を推進すること。

ウ 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前で停止することが可能な速度で進行する義務があることや横断歩道における歩行者優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道に向かっている歩行者の横断の意思が明確でない場合であっても、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者保護意識の醸成を図ること。

エ 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に、歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを実施するなど、通学路等における交通指導取締りを強化すること。

オ 飲酒運転の危険性や交通事故実態等に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を一層推進するとともに、地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を強化し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない環境づくりに取り組むこと。また、飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取締りを推進すること。

カ 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、義務履行の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や運転者の運転前後に酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務があることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。さらに、酒気帯びの有無の確認について、アルコール検知器を用いて行うことを勧奨すること。

キ 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気

持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けるなどした場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る違反に対する交通指導取締りを強化すること。

ク 原動機付自転車又は自動車に該当する電動キックボード等の利用者に対しては、遵守すべき交通ルールについて、販売事業者等と連携した効果的な広報啓発を推進するとともに、飲酒運転、信号無視、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）、一時不停止等の危険性・迷惑性の高い違反行為に重点を置いた交通指導取締りを推進すること。

ケ 秋の農繁期を迎え、農耕作業用自動車の運転機会の増加が予想されることから、各種広報媒体を活用した農耕作業用自動車の交通事故、作業事故防止の広報活動を強化するとともに、街頭活動中に農耕作業用自動車のメンテナンス作業等を認めたときは、作業者に対し車両の誤作動防止や後部反射材の視認性確保について指導すること。

(3) 自転車の交通ルール遵守の徹底

ア 自転車利用時の基本的な交通ルール等の周知を図るため、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であることや左側通行することのほか、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。

イ 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導啓発及び取締りを推進し、自転車利用者に対して、交通ルールを守らないことなどにより交通死亡事故に至る危険性があることなど、加害者となる側面があることについて周知を図るとともに、違反行為に対する指導警告を的確に行い、悪質・危険な行為に対しては、積極的な検挙措置を講ずること。

ウ 薄暮時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図ること。

エ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対して交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を行うよう働き掛けること。また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の諸対策を推進すること。

オ 本年の改正道路交通法に基づき、全ての自転車利用者に努力義務が課されることとなるヘルメット着用の徹底がなされるよう自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発等を推進すること。

カ 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の促進や幼児二

人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発等を推進すること。

キ 自転車に関連する具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について理解させるよう努めること。また、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

3 留意事項

(1) 受傷事故防止及び感染症対策

交通指導取締りを始めとする街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止及び新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すこと。また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも配慮すること。

(2) 模範的な交通安全行動の率先

警察職員は、横断歩行者の保護や自転車の基本的な交通ルールの遵守を徹底すること。また、反射材用品等の着用のほか、模範的な運転マナーや自転車乗車時のヘルメット着用を実践すること。

4 シートベルト着用広報強化日の設定

(1) シートベルト着用広報強化日

令和4年9月26日（月）

(2) 実施内容

各警察署にあっては、関係機関・団体と連携を図り、全ての座席におけるシートベルト着用義務とチャイルドシートの正しい使用の徹底について周知するための広報啓発活動を強化すること。

5 報告

各警察署にあっては、運動期間中の主な行事については別添様式1に、交通取締り計画については別添様式2に記載の上、8月31日（水）までに交通企画課へ報告すること。

担当 交通企画課安全教育係

秋の全国交通安全運動期間中の行事予定

警察署

月日	曜日	時間	場所	行事名	主催	参加人数
【例】 9/21		11:00~	署駐車場	出動式	〇〇署	30人

注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整すること。

注2：安全運動期間に先駆けて実施する行事等にあっても記載すること。

注3：報告期限にあつては、令和4年8月31日（水）までとする。

秋の全国交通安全運動期間中の交通取締り計画

警察署

月日	曜日	時間	場所	取締り内容	備考
9/21	水	午前			
		午後			
9/22	木	午前			
		午後			
9/23	金	午前			
		午後			
9/24	土	午前			
		午後			
9/25	日	午前			
		午後			
9/26	月	午前			
		午後			
9/27	火	午前			
		午後			
9/28	水	午前			
		午後			
9/29	木	午前			
		午後			
9/30	金	午前			

ア/ウ	亜	午後				
-----	---	----	--	--	--	--

注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整すること。

注2：報告期限にあつては、令和4年8月31日（水）までとする。